

2026（令和8）年度

くにたちの学校給食

“安全でバランスのとれたおいしい給食を楽しく”



国立市教育委員会

食育推進・給食ステーション

（愛称：^カKAMU ^ムCOME ^カキッチン^ム）

目次

1. はじめに	1
2. くにたち食育推進・給食ステーションの概要	1
3. 令和8年度事業計画	2
4. 組織（令和8年4月1日現在）	3
（1）教育委員会	3
（2）食育推進・給食ステーション職員構成	3
5. 令和8年度学校給食年間予定表	4
6. 給食センターの建て替え	4
7. 国立市の学校給食摂取基準	5
8. 学校用給食物資の購入について	5
（1）食材の購入についての考え方	5
（2）主な食材の購入	5
（3）地場産（市内産）野菜の導入	6
9. 納入物資の検査について	8
10. 衛生管理	8
11. アレルギー等について	8
12. 令和7年度試食会	8
13. 給食調理残渣・残飯等（生ごみ）の堆肥化事業	10
14. 学校給食費	12
（1）学年別給食費	12
（2）令和7年度学校給食費収支決算額（令和8年5月31日現在）	12
15. 食育推進・給食ステーションレイアウト図	13
16. 年 表	14
17. 条例、規則等資料	18
○くにたち食育推進・給食ステーション設置条例	18
○くにたち食育推進・給食ステーション設置条例施行規則	19
○くにたち食育推進・給食ステーションの給食費に関する規則	20
○国立市学校給食運営審議会規則	22
○学校給食献立作成委員会規程	23
○学校給食用物資納入登録業者選定委員会規程	24
○給食主任会規程	25
★学校給食法	25
★食育基本法	25

1. はじめに

学校給食法は、昭和 29 年に制定され、目的では、学校給食が「国民の食生活の改善に寄与するもの」とされていました。

その後、平成 17 年の食育基本法の成立などによって、食育への関心が高まり、学校給食法は平成 20 年 6 月に 54 年ぶりに改正され、平成 21 年 4 月から施行されています。

新たな目的では、学校給食が「食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすもの」とし、現代の児童及び生徒の食をめぐる状況の変化や食生活、食習慣の改善の必要性を踏まえたものとなっています。

主には、学校給食の目的及び目標が見直され、学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることとしています。さらに、学校給食の実施及び衛生管理について、国が基準を定めることを法律に明記したことも重要なことでした。

学校給食の目標（学校給食法より）

- （１）適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- （２）日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- （３）学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- （４）食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- （５）食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- （６）我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- （７）食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

2. くにたち食育推進・給食ステーションの概要

国立市の学校給食は、くにたち食育推進・給食ステーションによるセンター方式で運営しています。

① 開 所	2023 年（令和 5 年） 8 月
② 担 当 校	市立小・中学校全 11 校
③ 実施食数	約 5,200 食
④ 敷地面積	3823.76 m ²
⑤ 建物面積	3569.42 m ²

施設愛称の「^カ ^ム ^カ ^ム キッチン」について、「KAMU」には食育の基本である「よく噛んで食事をする事」を小中学校の児童生徒に身近に感じてほしいという思いを、「COME」には誰でも気軽に来て、楽しめる施設を目指すという思いを込めています。

3. 令和8年度事業計画

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもので、かつ、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすことから、義務教育学校の教育の目的を実現するため、給食の実施に当たっては引き続き内容の充実を目指します。

主要施策

1. 食の安全安心の確保

(1) 良好、安全な食材の調達

食品衛生法等の諸規制に適合し、基本的に国内産原料または国内生産で、食品添加物・遺伝子組換え及び農薬の使用を控えた食材の調達、地場野菜等の取り入れの推進、残留農薬検査・細菌検査を実施する。

(2) 給食の充実

次の事項に配慮した給食の充実

①適切な栄養摂取②旬の食材の使用③児童生徒の嗜好にあった献立④給食ならではの苦手を克服する献立⑤国立駅開業 100 周年記念などのコラボ給食を企画⑥卒業する児童生徒に行ったアンケートによるリクエスト献立の実施⑦「あげパン総選挙」などの児童生徒参加型の献立の実施⑧季節や記念日などにちなんだ行事食を積極的に活用⑨手作り給食の更なる充実⑩地場野菜等のより積極的な活用を推進する。

(3) 食物アレルギーへの対応

国立市立小・中学校食物アレルギー対応マニュアルに基づき、学校との連携を図りながら対応を実施していく。

また、引き続き「乳・卵」についてはアレルギー対応食を実施する。

合わせて、保護者に対しては、料理材料の詳細・加工品の原材料等が把握できる資料の提供を行う。

2. 食育の推進関連

(1) 食に関する理解の促進

①「くにたちの学校給食 食育ビジョン」に基づき、特に各部署と連携した食育推進に係る各種事業の積極的に推進する。

②「美味しく安心安全な給食」提供を安定的に行うことを最優先しながらも、食育ビジョンの記載内容を鑑み、事業を実施する。

③担当栄養士作成の「献立メモ」については、「給食予定表」による①旬の野菜や特別な献立内容の紹介②食による健康管理などを記しており、より積極的な活用、児童生徒や教職員、保護者への周知を図っていく。

④「市内栄養連絡会」等と協議しながら、他部署の職員と栄養士が連携して、様々な世代を対象とした各種講習会・調理教室・栄養相談業務など、積極的に給食ステーションを活用する。

(2) 試食会

これまでと同様に市民に参加してもらうようにするとともに、未就学児とその保護者への「体験型給食試食会」を引き続き企画する。

また、就学時健診日等を利用した企画も実施していく。それ以外でも参加者の増加が図られるよう様々な手法を検討する。

(3) 学校との連携

- ①学校への給食時間への訪問や出前授業等を実施する。
- ②各学校と協議しながら「くにたち食育推進・給食ステーション」見学及び「給食の時間」を給食ステーションで行い、併せて、栄養士などによる食育授業や講話を積極的に行う。また学校のイベントなど可能な限り参加し食育活動を実施する。
- ③「教育支援室さくら」への給食提供を実施する。

3. 学校給食費における公会計化の実施【新規】

これまでの私費会計から公会計へ移行。これにより「会計の透明性の確保」と「食材の安定供給」が可能となり、より安定した学校給食運営を実施する。

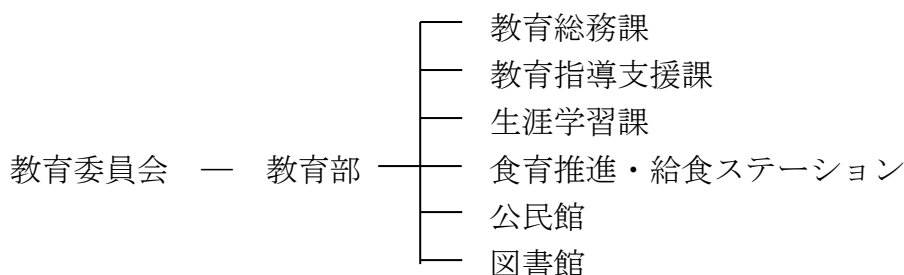
4. 維持管理及び運營業務実施事業者との連携強化

維持管理及び運營業務実施事業者の統括責任者などと連携を強化して、学校給食の安定提供を実施する。

- ①独自提案による食育セミナー等を実施する。
- ②調理員は学校訪問や学校とのイベントにも参加する。

4. 組織（令和8年4月1日現在）

(1) 教育委員会



(2) 食育推進・給食ステーション職員構成

【国立市】

所長（1名）、栄養士職（7名：正規職員4名・会計年度任用職員3名）、事務職（3名：正規職員2名・会計年度任用職員1名）

【運営事業者】

統括責任者（1名）、調理責任者等（4名）、調理員（51名）、洗浄員・清掃員（10名）、配送員（5名）、配膳員（34名）

5. 令和8年度学校給食年間予定表

学期 学校	1 学 期	2 学 期	3 学 期
	開 始～終 了	開 始～終 了	開 始～終 了
第一小学校	4/10～7/16	8/28～12/24	1/12～3/23
第二小学校	4/10～7/16	8/28～12/24	1/12～3/23
第三小学校	4/13～7/16	8/28～12/24	1/12～3/19
第四小学校	4/10～7/17	8/28～12/25	1/12～3/24
第五小学校	4/10～7/16	8/28～12/24	1/12～3/19
第六小学校	4/10～7/16	8/28～12/24	1/12～3/19
第七小学校	4/10～7/16	8/28～12/24	1/12～3/23
第八小学校	4/13～7/16	8/28～12/24	1/12～3/23
第一中学校	4/13～7/16	8/28～12/24	1/12～3/23
第二中学校	4/10～7/16	8/28～12/24	1/12～3/23
第三中学校	4/13～7/16	8/28～12/23	1/12～3/18

※給食実施基準日数

小学校	194 日
中学校	181 日

6. 給食センターの建て替え

第一給食センターは小学生、第二給食センターは中学生を対象としてきた旧センターでは、55 年以上にわたって給食を提供してきましたが、経年により施設・内部設備ともに老朽化し、求められる衛生水準や機能に解決すべき問題が出てきたため、平成 28 年度から施設の更新について、新学校給食センター整備事業を開始しました。事業では、公民連携等の事業スキームの検討を行い、SPC（国立泉学校給食株式会社）に設計・建設・運営を一括して委託する PFI 手法を採用しました。

そして、令和5年6月に新しい施設が完成し、二学期から学校に給食を提供しました。給食提供運営事業についてはシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が担っています。

※PFI 手法とは、民間の資金や経営能力・技術力を活用して、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を効率的・効果的に整備する公共事業の手法のこと。

給食センター 1 日目の献立

第一給食センター（昭和 43 年 9 月）	第二給食センター（昭和 51 年 1 月）
・牛乳 ・コーヒーパン ・シェルマカロニイタリアン ・プリン ・フルーツドレッシング	・肉うどん ・ヨーグルト ・サラダ

くになち食育推進・給食ステーション 1 日目の献立

小学校給食（令和 5 年 8 月）	中学校給食（令和 5 年 8 月）
・柏型パン ・夏野菜入り ABC マカロニスープ ・ハムカツ ・ブロッコリーサラダ（イタリアンドレッシング） ・低温殺菌牛乳	・柏型パン ・夏野菜入り ABC マカロニスープ ・ケイジャンチキン ・ブロッコリーサラダ（イタリアンドレッシング） ・低温殺菌牛乳

7. 国立市の学校給食摂取基準

児童・生徒1人1回当たり

項 目	小学1・2年生	小学3・4年生	小学5・6年生	中 学 生	備 考
エ ネ ル ギ ー (kcal)	490	600	720	770	
たんぱく質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の13%～20%				
脂 質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の20%～30%				
ナ ト リ ウ ム (g) (塩分相当量)	1.5 未満	2 未満	2 未満	2.5 未満	
カルシウム (mg)	290	350	360	450	
マグネシウム (mg)	40	50	70	120	
鉄 (mg)	2	3	3.5	4.5	
ビ タ ミ ン A (μ gRAE)	160	200	240	300	
ビ タ ミ ン B1 (mg)	0.3	0.4	0.5	0.5	
ビ タ ミ ン B2 (mg)	0.4	0.4	0.5	0.6	
ビ タ ミ ン C (mg)	20	25	30	35	
食 物 繊 維 (g)	4 以上	4.5 以上	5 以上	7 以上	
亜 鉛 (mg)	2	2	2	3	配慮基準

8. 学校用給食物資の購入について

(1) 食材の購入についての考え方

食材は、公益財団法人東京都学校給食会、東毛酪農業協同組合及び物資納入登録業者から購入しています。

食品衛生法、日本農林規格に関する法律等の諸規制に適合し、基本的に国内産原料または国内生産・加工のもので、食品添加物、遺伝子組換え及び農薬の使用を極力抑えたものの購入に努めています。

なお、物資納入登録業者からの購入は、国立市学校給食用物資納入基準書に基づき購入しています。

(2) 主な食材の購入

①パン、麺類、調味料の一部

公益財団法人東京都学校給食会から購入しています。

パンは、東京都学校給食会指定のパン業者から各学校へ直送しています。

小学校：イチマツ食品（あきる野市）、中学校：竹島製パン（八王子市）

②牛乳

東毛酪農業協同組合から低温殺菌のビン牛乳を各学校へ直送しています。

③米

慣行栽培米、特別栽培米を使用し、給食ステーションで炊飯しています。

④その他おかず等一般食材

献立作成委員会で決定された献立内容に基づいた見積書を作成し、登録している業者へ見積書を配布します。

登録業者から出された見積書、現物見本により、物資納入業者選定委員会の中での入札で決定しています。

物資納入登録業者：令和7年度～令和8年度（2カ年）

地域別登録業者数

地域別	市内	他市町	区部	他県	計
業者数	2	20	1	4	27

業種別登録業者数

業 種	米・パン・めん類	野菜・果物	魚介類	食肉類	牛乳・乳製品	その他（総合）	計
業者数	6	2	2	4	2	11	27

（３）地場産（市内産）野菜の導入

地場産野菜の導入は、平成16年3月から開始しました。

令和7年度の地場野菜の供給量は約11,873kgで、全野菜使用量の14.2%となりました。これは、地場産農産物の給食用物資納入促進のために設立された国立地区学校給食部会からの納入量が前年の利用量より増加したことと、天候が比較的安定していたことから農作物が順調に生育したことによるものと考えられます。

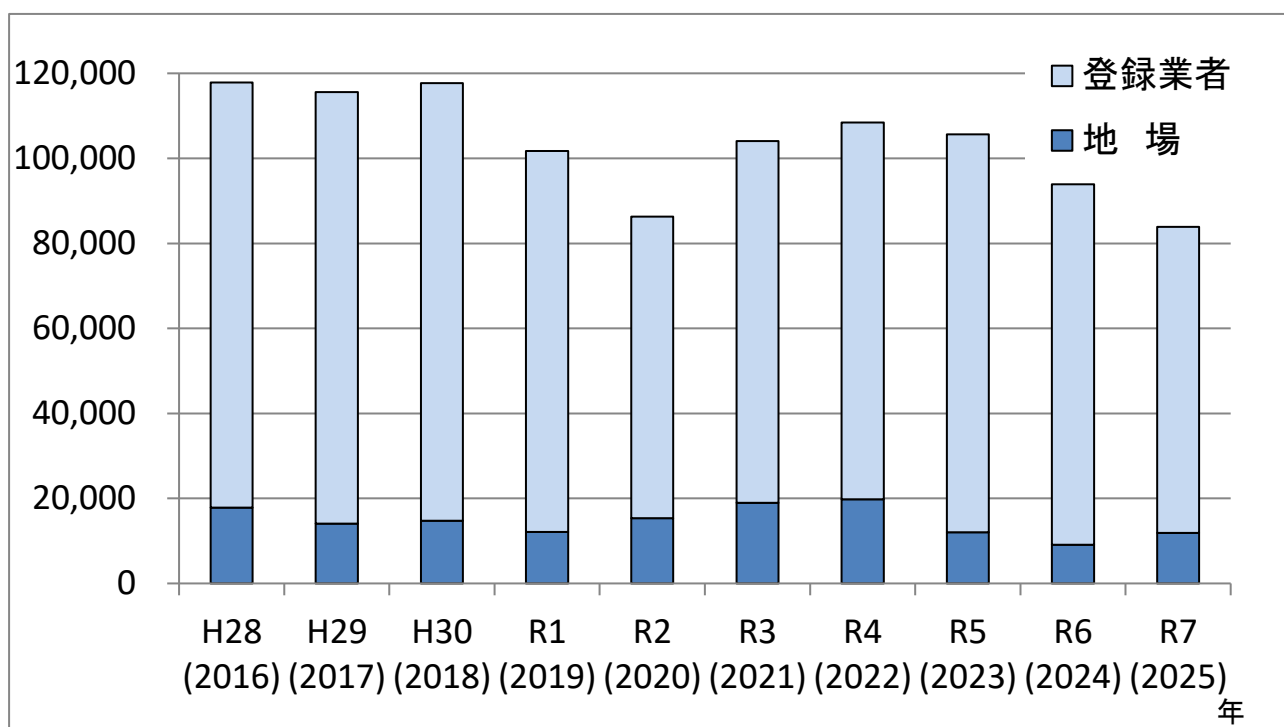
このように地場野菜は、気候や生産量の影響を大きく受けるため、納入していただけの農家の方の拡大を目指して、NPO法人「地域自給くにたち」（令和6年度まで納入）以外の若手も含めた複数人の農家の方と協議などを行い、都市農業振興担当や東京みどり農協と連携してきました。その結果、令和6年度末に国立地区学校給食部会を東京みどり農協が事務局となって設立することができました。

今後も、農薬などをできるだけ使用しない安心して食べられる新鮮な野菜類の導入を積極的に進めていきます。

野菜使用量（単位：Kg）

	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
地 場	17,842	14,099	14,731	12,142	15,326
登録業者	100,036	101,482	102,966	89,584	70,934
計	117,058	115,581	117,697	101,726	86,260
使用率	15.1%	12.2%	12.5%	11.9%	17.8%

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
地 場	18,971	19,779	12,047	9,120	11,873
登録業者	85,062	88,652	93,619	84,810	72,044
計	104,033	108,431	105,666	93,930	83,918
使用率	18.2%	18.2%	11.4%	9.7%	14.2%



地場野菜等使用量内訳

小学校給食用

品目	使用量(kg)
にんにく	37
玉ねぎ	1,555
キャベツ	2,027
人参	151
きゅうり	134
じゃがいも	418
里芋	19
なす	48
南瓜	34
ブロッコリー	7
大根	1,455
白菜	1,080
長ねぎ	891
ほうれん草	154
小松菜	18
星型きゅうり	16
ほうれん草パウダー	4
黒米	11
米	1,750
計	9,809

中学校給食用

品目	使用量(kg)
にんにく	16
玉ねぎ	627
キャベツ	946
人参	97
小松菜	29
じゃがいも	306
里芋	7
大根	670
ブロッコリー	4
白菜	535
長ねぎ	415
ほうれん草	68
なす	22
きゅうり	82
ほうれん草パウダー	1
黒米	6
米	525
計	4,356

※上記は野菜以外の食材（米・もち米）も含みます。

9. 納入物資の検査について

①病原性大腸菌O-157 検査

110 検体

7月を除く毎月、肉類、野菜類、魚類、加工品等の中から10品目程度を選び出し、病原性大腸菌O-157の検査を実施しています。

②細菌等検査

63 検体（農薬関係 8 検体、細菌関係 40 検体、金属関係 3 検体、食器類 12 検体）

果物や米、パンや麺に使われる小麦粉の残留農薬検査、野菜や果物の細菌検査、食事器具の残留脂肪・でん粉・蛋白質・洗剤の検査を実施しています。

10. 衛生管理

職員の検査

全職員の検査を実施しています。

月 2 回

検査項目：赤痢菌・腸チフス・パラチフス・サルモネラ・病原性大腸菌O-157

月 1 回（10月～3月）

検査項目：ノロウイルス

11. アレルギー等について

必要な方には、以下の対応を行っています。

①詳細献立資料の配布

給食予定表以外に、献立ごとの原材料が詳細に書かれた資料や加工品の原材料が書かれた資料を送付しています。

②飲用牛乳の除去

アレルギー等の疾病を有する場合、飲用牛乳のみを除去しています。

③食物アレルギー等対応食の選択

通常給食ではなく、希望する場合は乳、卵を除去したアレルギー等対応食をお届けしています。

12. 令和7年度試食会

（1）集計結果

①試食回数 90 回

②開催会場 食育推進・給食ステーション 77 回、学校 10 回、その他 3 回

③実施内訳

一小	二小	三小	四小	五小	六小	七小	八小
0	2	0	3	3	1	0	1
一中	二中	三中	保護者	市民	未就学	イベント	その他
2	1	0	27	11	11	4	33

④参加者数 793 名

⑤アンケート回収数 582 名（回収率 73.4%）

⑥試食区分 小学校低学年 15 回、小学校中学年 1 回、小学校高学年 32 回、
中学校 39 回

（２）アンケートの結果

①味について（主食）

おいしい	84.9%	494 人
普通	12.7%	74 人
おいしくない	1.2%	7 人
無記入	1.2%	7 人

②味について（副食）

おいしい	88.1%	513 人
普通	10.3%	60 人
おいしくない	0.3%	2 人
無記入	1.4%	7 人

③味について（全体）

濃い	3.1%	19 人
丁度良い	81.8%	500 人
薄い	9.3%	57 人
無記入	0.6%	6 人

④全体の量について

多い	10.5%	61 人
丁度良い	81.8%	476 人
少ない	6.4%	37 人
無記入	1.4%	8 人

⑤献立の組合せについて

良い	81.4%	474 人
普通	16.2%	94 人
悪い	0.1%	4 人
無記入	1.7%	10 人

⑥本日の食器（箸・スプーン・フォーク）について

食べやすい	94.8%	552 人
食べにくい	1.9%	11 人
無記入	2.4%	19 人

⑦材料の切り方について

良い	97.6%	568 人
悪い	0.3%	2 人
無記入	2.1%	12 人

⑧★の数

★	0.9%	5 人
★★	2.4%	14 人
★★★	3.3%	19 人
★★★★	16.0%	93 人
★★★★★	77.3%	450 人
無記入	0.2%	1 人

13. 給食調理残渣・残飯等（生ごみ）の堆肥化事業

給食ステーションでは、食品残渣の有効な再利用を図り、循環型社会の構築を目指し、民間業者へ生ごみの堆肥化を委託しています。

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
残渣・残飯 等搬出量(kg)	74,248	83,252	96,667	103,007	101,782

小・中学校残菜量

学校		小学校			中学校		
学期		一学期	二学期	三学期	一学期	二学期	三学期
令和 3 年 度	供 給 量 (kg)	139,000	162,903	96,961	62,622	72,843	40,918
	残 量 (kg)	18,029	18,132	11,103	8,820	11,469	6,695
	残 食 率 (%)	13.0	11.1	11.5	14.1	15.7	16.4
	年間残食率 (%)	11.9			15.3		
令和 4 年 度	供 給 量 (kg)	137,477	155,730	100,432	62,842	71,021	41,852
	残 量 (kg)	19,555	22,450	13,449	9,561	11,673	6,564
	残 食 率 (%)	14.2	14.4	13.4	15.2	16.4	15.7
	年間残食率 (%)	14.1			15.8		

学校		小学校			中学校		
学期		一学期	二学期	三学期	一学期	二学期	三学期
令和 5 年 度	供 給 量 (kg)	139,661	156,200	102,025	60,705	67,586	42,539
	残 量 (kg)	21,501	28,019	18,456	9,592	11,646	7,453
	残 食 率 (%)	15.4	17.9	18.1	15.8	17.2	17.5
	年間残食率 (%)	17.1			16.8		
令和 6 年 度	供 給 量 (kg)	142,051	170,666	101,832	60,617	71,427	40,474
	残 量 (kg)	26,830	33,634	16,783	8,580	10,993	6,187
	残 食 率 (%)	18.9	19.7	16.5	14.2	15.4	15.3
	年間残食率 (%)	18.6			14.9		
令和 7 年 度	供 給 量 (kg)	143,654	166,982	101,144	59,504	69,947	41,446
	残 量 (kg)	27,782	31,750	17,153	7,895	10,642	6,561
	残 食 率 (%)	19.3	19.0	17.0	13.3	15.2	15.8
	年間残食率 (%)	18.6			14.7		

14. 学校給食費

(1) 学年別給食費

(単位：円)

	月 額	一食当り単価	年 額
小学1・2年生	5,200	295	57,200
小学3・4年生	5,660	321	62,260
小学5・6年生	6,080	345	66,880
中 学 生	6,360	387	69,960

※ 年間11回納入、令和7年度に改定

(2) 令和7年度学校給食費収支決算額（令和8年5月31日現在）

収入

(単位：円)

区分	調定額	収入額	還付未済額	不納欠損額	未収入額	摘要
給食費合計	48,917,154	40,374,368	92,817	537,609	8,005,177	収納率 82.54%
現年度給食費	40,207,538	40,117,523	92,817	0	90,015	収納率 99.78%
過年度給食費	8,709,616	256,845	0	537,609	7,915,162	収納率 2.95%
前年度繰越金	1,251,998	1,251,998	—	—	0	
雑 入	382,544	382,544	—	—	0	廃油売却収入等
補 助 金	276,926,000	276,926,000	—	—	0	学校給食費補助金
合 計	327,477,696	318,934,910	92,817	537,609	8,005,177	

支出（給食材料購入）

(単位：円)

品 名	支出額
主食購入代	56,981,042
副食購入代	182,053,587
牛乳購入代	62,812,019
調味料購入代	7,436,383
学校給食代替費補助金他	606,536
合 計	309,889,567

合 計

(単位：円)

	金 額
収入合計	318,934,910
支出合計	309,889,567
還付未済額	92,817
差引残額	9,138,160

15. 食育推進・給食ステーションレイアウト図



①前室
白衣の着用や手洗い、靴の履き替えをします。



②エアシャワー
上部や横から風が出てきて白衣や帽子についている異物を取り除きます。



③検収室
肉魚卵と野菜類等の検収場所を分けて交差汚染を防ぎます。



④プレハブ冷蔵庫
1,200 kgの野菜を冷蔵保管することができます。



⑤下処理室
野菜の皮を取り除き、3回以上洗浄します。肉や魚の下味付けをします。



⑥炊飯室
5,000食を82個の釜で連続炊飯します。※写真はターメリックライス



⑦揚物・焼物・蒸し物室
連続揚物機は1時間で4,000食、焼物や蒸し物は1度に770食調理できます。



⑧煮炊き調理室
回転釜を11機配置し、1機の回転釜で汁物を1,000食調理できます。



⑨冷菜調理室
室内は20℃以下で食中毒菌を繁殖させないよう調理します。



⑩食物アレルギー等対応室
卵や乳アレルギーなどの原因食物を除去して調理します。



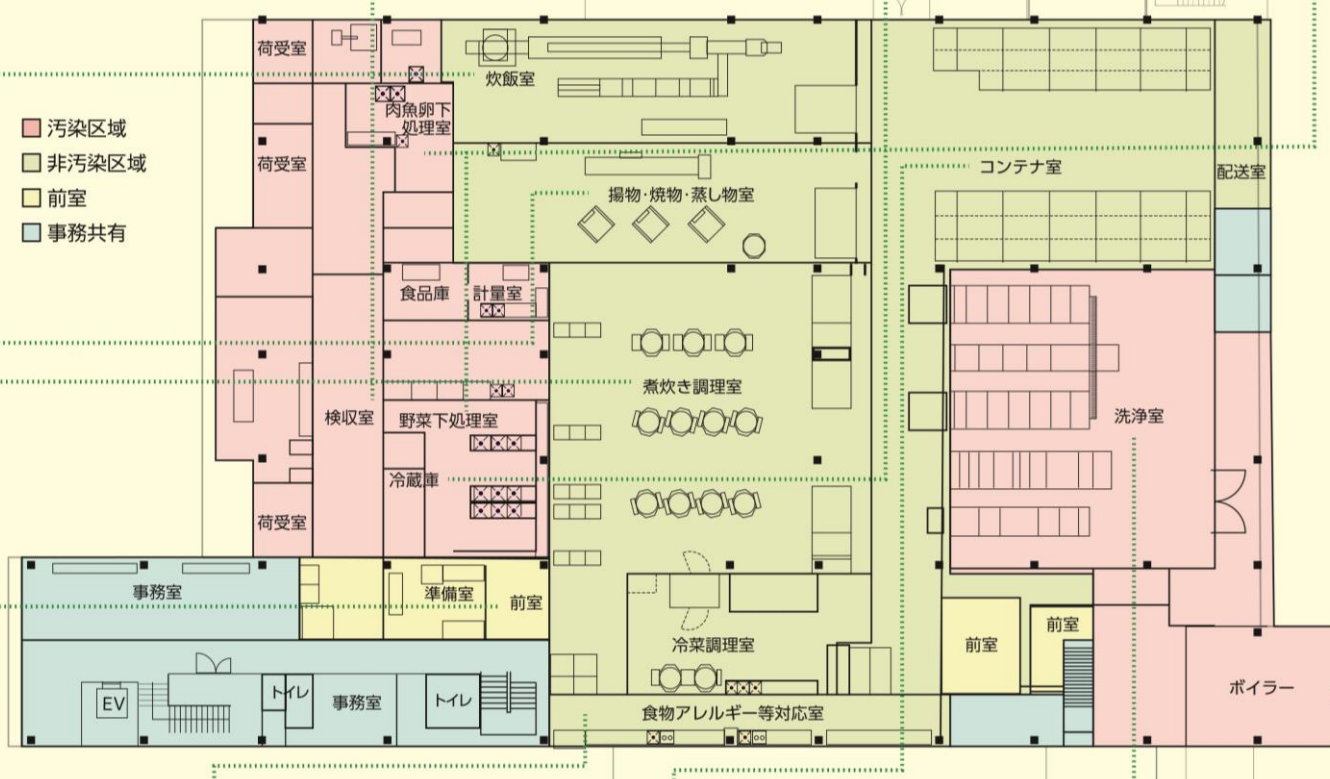
⑪コンテナ室
食缶用と食器用のコンテナ96台があり、学校ごとに分け配送順に並べます。



⑫洗浄室
5,000食の食器や食缶を約2時間で洗浄します。



⑬食器
食器はカップ・どんぶり・小皿・大皿の4種類があります。



展示スペース
給食ステーションについての紹介や食育に関する展示をしています。



会議室兼ランチルーム
研修会や試食会を最大80名の規模で実施できます。



見学通路
見学通路から煮炊き調理室などを見学をすることができます。

16. 年 表

昭和36年 1 月	国立町立第一小学校で自校方式による給食開始								
昭和41年 9 月	国立町公立学校 P T A 連絡協議会から国立町議会へ 19,000 名分の学校給食早期実施の請願書が出される								
昭和42年 1 月	国立市制施行								
6 月	国立市教育委員会に対し、学校給食実施について意見答申が求められる								
9 月	国立市教育委員会、国立市の学校給食について答申								
11 月	国立市の学校給食を小中学校同時にセンター方式で実施することを決定								
昭和43年 1 月	給食センターの建設始まる								
9 月	小学校 5 校、中学校 2 校 5,400 食を対象に、完全給食実施。 同時に、第一小学校の自校方式給食は給食センターに合併される								
給食費	<table border="1"> <tr> <td>小学校 低学年</td><td>800 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 高学年</td><td>900 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td>1,100 円 (月額)</td></tr> </table>	小学校 低学年	800 円 (月額)	小学校 高学年	900 円 (月額)	中学校	1,100 円 (月額)		
小学校 低学年	800 円 (月額)								
小学校 高学年	900 円 (月額)								
中学校	1,100 円 (月額)								
昭和45年 5 月	給食費改定								
給食費	<table border="1"> <tr> <td>小学校 低学年</td><td>1,000 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 高学年</td><td>1,150 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td>1,400 円 (月額)</td></tr> </table>	小学校 低学年	1,000 円 (月額)	小学校 高学年	1,150 円 (月額)	中学校	1,400 円 (月額)		
小学校 低学年	1,000 円 (月額)								
小学校 高学年	1,150 円 (月額)								
中学校	1,400 円 (月額)								
昭和47年 9 月	アルマイト食器 (ボールと皿) を、ポリプロピレン食器 (ランチ皿と汁椀) に替える								
11 月	給食費改定								
給食費	<table border="1"> <tr> <td>小学校 1、2 年生</td><td>1,100 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 3、4 年生</td><td>1,250 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 5、6 年生</td><td>1,400 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td>1,600 円 (月額)</td></tr> </table>	小学校 1、2 年生	1,100 円 (月額)	小学校 3、4 年生	1,250 円 (月額)	小学校 5、6 年生	1,400 円 (月額)	中学校	1,600 円 (月額)
小学校 1、2 年生	1,100 円 (月額)								
小学校 3、4 年生	1,250 円 (月額)								
小学校 5、6 年生	1,400 円 (月額)								
中学校	1,600 円 (月額)								
昭和48年11月	隣接地に第二給食センター建設の素案を、理事者会で検討								
給食費改定									
給食費	<table border="1"> <tr> <td>小学校 1、2 年生</td><td>1,450 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 3、4 年生</td><td>1,650 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 5、6 年生</td><td>1,850 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td>2,100 円 (月額)</td></tr> </table>	小学校 1、2 年生	1,450 円 (月額)	小学校 3、4 年生	1,650 円 (月額)	小学校 5、6 年生	1,850 円 (月額)	中学校	2,100 円 (月額)
小学校 1、2 年生	1,450 円 (月額)								
小学校 3、4 年生	1,650 円 (月額)								
小学校 5、6 年生	1,850 円 (月額)								
中学校	2,100 円 (月額)								
昭和50年 6 月	第二給食センター建設開始								
7 月	給食費改定								
給食費	<table border="1"> <tr> <td>小学校 1、2 年生</td><td>1,750 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 3、4 年生</td><td>2,000 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 5、6 年生</td><td>2,200 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td>2,500 円 (月額)</td></tr> </table>	小学校 1、2 年生	1,750 円 (月額)	小学校 3、4 年生	2,000 円 (月額)	小学校 5、6 年生	2,200 円 (月額)	中学校	2,500 円 (月額)
小学校 1、2 年生	1,750 円 (月額)								
小学校 3、4 年生	2,000 円 (月額)								
小学校 5、6 年生	2,200 円 (月額)								
中学校	2,500 円 (月額)								

- 昭和51年 1 月 第二給食センター給食開始
対象校第三小学校、第七小学校、第一中学校計 2,616 食
米飯給食を週 1 回にする
- 昭和52年 9 月 栄養基準量の違いから小学校 8 校を第一給食センターで、中学校 3 校
を第二給食センターで調理することとする。
小、中学校とも先割れスプーンを廃止しスプーン、フォークを使用
給食費改定
- | | | |
|-----|------------|-----------------|
| 給食費 | 小学校 1、2 年生 | 2, 0 5 0 円 (月額) |
| | 小学校 3、4 年生 | 2, 3 0 0 円 (月額) |
| | 小学校 5、6 年生 | 2, 5 5 0 円 (月額) |
| | 中学校 | 2, 8 5 0 円 (月額) |
- 昭和54年 4 月 米飯給食に割箸を使用
- 昭和56年 4 月 給食費改定
- | | | |
|-----|------------|-----------------|
| 給食費 | 小学校 1、2 年生 | 2, 4 0 0 円 (月額) |
| | 小学校 3、4 年生 | 2, 7 0 0 円 (月額) |
| | 小学校 5、6 年生 | 3, 0 0 0 円 (月額) |
| | 中学校 | 3, 3 0 0 円 (月額) |
- 昭和63年 2 月 給食センター運営審議会から教育長あてに「学校給食に供する食事器具
(箸) について」の要望書が出される
- 10 月 割箸を廃止し、木製常備箸を採用(小学校白南天、中学校岩手県産のみ
ずめざくら)
- 平成 5 年 1 月 給食センター運営審議会に給食費改定諮問
- 3 月 給食センター運営審議会より給食費改定の答申
- 4 月 給食費改定
- | | | |
|-----|------------|-----------------|
| 給食費 | 小学校 1、2 年生 | 3, 0 0 0 円 (月額) |
| | 小学校 3、4 年生 | 3, 3 0 0 円 (月額) |
| | 小学校 5、6 年生 | 3, 6 0 0 円 (月額) |
| | 中学校 | 3, 6 0 0 円 (月額) |
- 9 月 中学校給食の一部に、強化磁器食器を導入し試行
- 平成 7 年 9 月 木製常備箸を小学校、中学校ともに白南天に統一
- 平成 9 年 12 月 給食センター運営審議会に給食費改定諮問
- 平成10年 3 月 給食センター運営審議会より給食費改定の答申
- 4 月 給食費改定
- | | | |
|-----|------------|-----------------|
| 給食費 | 小学校 1、2 年生 | 3, 3 0 0 円 (月額) |
| | 小学校 3、4 年生 | 3, 6 0 0 円 (月額) |
| | 小学校 5、6 年生 | 3, 9 0 0 円 (月額) |
| | 中学校 | 3, 9 0 0 円 (月額) |
- 平成13年 4 月 米飯給食を小学校は週 1 回を週 2 回実施、中学校は週 2 回を隔週 3 回
実施
- 平成14年 4 月 学習指導要領改訂(完全学校週 5 日制実施)
サンプル展示(現物)を写真展示に切り替え

- 平成15年 4月 給食実施基準日数変更
 小学校 年間180日を189日（1年生は165日を177日）
 中学校 年間160日を178日に回数を増やす
 給食費改定
- | | | |
|-----|-----------------------|------------|
| 給食費 | 小学校 1、2年生 | 3,500円（月額） |
| | 小学校 3、4年生 | 3,800円（月額） |
| | 小学校 5、6年生 | 4,100円（月額） |
| | 中学校 | 4,350円（月額） |
| | （小学校1年生は4月分のみ、1,055円） | |
- 小、中学校とも箸入替え（白南天を京華木にする）
- 9月 中学校給食に個別食器導入
- 平成16年 3月 地場野菜利用開始
- 平成17年 4月 学校給食用牛乳、東京都（森永乳業）から東毛酪農に契約変更
 200ml ビン牛乳を継続、あわせて低温殺菌牛乳を導入
 給食費改定（ビン牛乳継続に伴う改定）
- | | | |
|-----|-----------------------|------------|
| 給食費 | 小学校 1、2年生 | 3,650円（月額） |
| | 小学校 3、4年生 | 3,950円（月額） |
| | 小学校 5、6年生 | 4,250円（月額） |
| | 中学校 | 4,500円（月額） |
| | （小学校1年生は4月分のみ、1,100円） | |
- 9月 汁椀をポリプロピレン製からPEN樹脂製に一部買替え（小学校）
- 平成18年 6月 国立市立学校給食センター運営審議会より答申
 汁椀をポリプロピレン製からPEN樹脂製にすべて買替え（小学校）
- 平成19年 3月 国立市立学校給食センター施設・整備性能診断調査業務委託・実施
- 9月 学校給食施設整備検討委員会（報告）
 （新たに適地を求めて、建替えの方向が示された。）
- 平成21年 1月 国立市の財政健全化方策案の中で平成25年度の基本設計から平成27年度の大規模改修が示された。
- 4月 配送業務委託開始
- 6月 国立市立学校給食センター運営審議会から意見書が出される
- 平成22年 1月 ホームページに毎日の給食写真の掲載を開始
- 9月 携帯サイトに献立情報の掲載を開始
- 平成23年 3月 東日本大震災に伴い給食を停止
 小学校：3月16、17、18日、中学校：3月16、17日
- 4月 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴う計画停電により簡易給食を実施（4月8、13日）
- 6月 給食食材の予定産地の公表を開始
- 7月 外部検査機関による給食食材の放射能測定を開始
- 11月 耐震診断調査の結果、第一給食センターと第二給食センターは共に国立市耐震改修促進計画で示されている構造耐震指標を上回っており、

- 補強の必要はないと判断された。
- 平成24年 2月 給食センターに放射能測定器を設置
2月 27日から毎日の午前中に飲用牛乳、小学校提供給食及び中学校提供給食の検査を開始
- 9月 米飯給食の実施拡大に伴い、11月まで政府備蓄米の無償交付を受ける。小学校10回分(1,860kg)、中学校13回分(1,690kg)
- 平成25年 1月 ホームページに献立レシピの掲載を開始
4月 小、中学校とも週3回の米飯給食を実施
- 平成27年 2月 給食センター更新計画に関する検討部会の検討開始
8月 国立市立学校給食センター整備基本計画策定支援業務委託・実施
- 平成28年 2月 国立市立学校給食センター運営審議会から意見書が出される
11月 国立市立学校給食センター整備基本計画の策定
- 令和元年 7月 給食センター運営審議会に給食費改定諮問
8月 新学校給食センター整備事業方針(案)市民説明会
11月 中華人民共和国 首都保健栄養美食学会から視察
給食センター運営審議会より給食費改定の答申
- 令和2年 2月 新学校給食センター新入生保護者説明会
3月 新型コロナウイルス蔓延防止のための学校休業により(2日～)給食停止
4月 給食費改定
- | | | |
|-----|-----------------------|------------|
| 給食費 | 小学校 1、2年生 | 4,000円(月額) |
| | 小学校 3、4年生 | 4,350円(月額) |
| | 小学校 5、6年生 | 4,700円(月額) |
| | 中学校 | 4,900円(月額) |
| | (小学校1年生は4月分のみ、1,300円) | |
- 6月 学校給食再開(4日)再開当初の2週間は簡易給食を実施
- 7月 国立市立学校給食センター整備運営事業 PFI 事業者評価委員会(第1回)開催(～令和3年4月・全4回)
国立市立学校給食センター整備運営事業 PFI 事業者選定庁内検討委員会(第1回)開催(～令和3年4月・全5回)
- 令和3年 7月 国立市立学校給食センター整備運営事業に関して、新給食センターの建設及び調理等の運営について、国立泉学校給食株式会社と契約を締結する。
- 11月 教育支援室「さくら」への試験的給食提供開始
- 令和4年 3月 新学校給食センターの建設工事が始まる。
10月 未就学児向け保護者等向けセンター見学及び試食会開始
12月 国立市立学校給食センター設置条例が改正され、くにたち食育推進・給食ステーション設置条例が公布される。新施設の愛称を「KAMU COME(カムカム)キッチン」とする。
- 令和5年 8月 くにたち食育推進・給食ステーション開設及び給食提供開始
11月 「国立市農業まつり」に食育推進・給食ステーションとして出店

令和6年1月 輸出用ホタテ貝応援事業として無償提供ホタテを学校給食として提供
(以降3回実施)

令和6年1月 小学校3年生が給食ステーション訪問(給食の時間を過ごし、栄養士が箸の持ち方等巡回指導と食育授業を行う)(以降複数校来所)

3月 給食提供運営事業者と共催による「食育セミナー」実施

7月 給食提供運営事業者と共催による「探検ツアー」実施

学級閉鎖で廃棄処分せざるを得ない食材の活用開始

令和7年1月 児童・生徒の給食費が公費負担(無償化)となる。

3月 「国立地区学校給食部会」設立

4月 給食費改定

給食費	小学校 1、2年生	5,200円(月額)
	小学校 3、4年生	5,660円(月額)
	小学校 5、6年生	6,080円(月額)
	中学校	6,360円(月額)
	(小学校1年生は4月分のみ、3,460円)	

令和8年3月 学校給食費公会計化実施

17. 条例、規則等資料

〇くにたち食育推進・給食ステーション設置条例

昭和43年4月1日条例第7号

改正 昭和50年10月1日条例第27号 昭和56年5月1日条例第20号

令和4年12月26日条例第23号

(設置)

第1条 将来にわたって全ての児童生徒に安心安全で栄養バランスの取れたおいしい給食を継続して提供するとともに、顕在化する食に関する課題の解決並びに子どもたちの健やかな成長及び市民の食を通じたより豊かな生活の実現に貢献するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条及び学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条の規定に基づき、くにたち食育推進・給食ステーション(以下「給食ステーション」という。)を設置する。

(位置)

第2条 給食ステーションの位置は、次のとおりとする。

国立市泉1丁目3番地6

(管理運営)

第3条 給食ステーションは、国立市教育委員会(以下「委員会」という。)が管理運営する。

(職員)

第4条 給食ステーションに施設の長その他必要な職員をおく。

(事業)

第5条 給食ステーションは、次の事業を行う。

(1) 国立市立小学校及び国立市立中学校の学校給食に係る物資の調達、調理及び輸送に関する

事業

- (2) 食育に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた事業

(運営審議会)

第6条 学校給食の運営について適切な実施を図るため、国立市学校給食運営審議会（以下「運営審議会」という。）を設置する。

- 2 運営審議会は、学校給食に関する管理運営事項その他必要な事項を審議し決定したことを委員会に答申する。
- 3 運営審議会委員は、委員会が委嘱する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則（省略）

〇くにたち食育推進・給食ステーション設置条例施行規則

昭和43年7月12日教委規則第2号

改正 昭和43年8月1日教委規則第6号 昭和50年12月20日教委規則第6号
昭和53年7月13日教委規則第6号 昭和62年6月24日教委規則第6号
平成25年3月22日教委規則第4号 令和5年7月18日教委規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、くにたち食育推進・給食ステーション設置条例（昭和43年4月国立市条例第7号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定める。

(職員)

第2条 条例第4条に規定する職員は、次のとおりとする。

- (1) 所長
- (2) 所長補佐又は主査および主事
 - ア 一般事務
 - イ 栄養士

(任務)

第3条 所長は、教育長の命を受け、くにたち食育推進・給食ステーション（以下「給食ステーション」という。）の業務を掌理し、所属職員（以下「職員」という。）を指揮監督する。

- 2 所長補佐又は主査は、所長の命を受け、所管分掌事務を掌理し、職員を指導、監督する。
- 3 他の職員は、上司の命を受け、給食ステーションの業務に従事する。

(事務分掌)

第4条 食育推進・給食ステーションの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食計画に関すること。
- (2) 学校給食物資に関すること。
- (3) 献立、調理、配送に関すること。
- (4) 衛生、施設、労務管理に関すること。

- (5) 学校給食費に関する事。
- (6) 学校給食の運営に伴う各種会議に関する事。
- (7) 食育に関する事。
- (8) 栄養指導およびその調査研究に関する事。
- (9) 所内の庶務に関する事。

(所長の専決事項)

第5条 所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 給食ステーションの通常の運営管理に関する事。
- (2) 給食用物資の購入および代金の支払いに関する事。
- (3) 給食費の徴集および経理に関する事。

(準用規定)

第6条 給食ステーションにおける事務の処理、職員の服務等については、特別の定めがあるもののほか、国立市教育委員会の規則および規程を準用する。

(業務報告)

第7条 所長は、各月の業務の概況をその翌月の10日までに教育長に報告し、その承認を得なければならない。

(運営審議会との関係)

第8条 所長は、国立市学校給食運営審議会（以下「運営審議会」という。）の会長の要請があつた場合は必要な資料を作成し、提出するものとする。

2 所長は、運営審議会の監査員の求めに応じて給食費に関する経理内容の監査を受けるものとする。

(専門委員会)

第9条 条例第5条の事業を適性かつ円滑に遂行するため、次の専門委員会を設ける。

- (1) 学校給食用物資納入登録業者選定委員会
- (2) 〃 献立作成委員会
- (3) 給食主任会

2 専門委員会に関する事は、別に規程で定める。

附 則（省略）

〇くにたち食育推進・給食ステーションの給食費に関する規則

昭和43年8月31日教委規則第10号

改正 昭和45年6月23日教委規則第4号 昭和47年10月18日教委規則第2号
 昭和48年11月27日教委規則第5号 昭和50年7月15日教委規則第4号
 昭和52年7月11日教委規則第5号 昭和56年2月13日教委規則第1号
 平成元年3月1日教委規則第1号 平成5年3月24日教委規則第2号
 平成10年3月30日教委規則第2号 平成14年3月22日教委規則第2号
 平成15年2月26日教委規則第3号 平成17年1月26日教委規則第2号
 令和元年12月24日教委規則第3号 令和2年3月30日教委規則第4号
 令和5年7月18日教委規則第4号 令和6年3月19日教委規則第2号
 令和6年12月9日教委規則第5号 令和7年3月26日教委規則第1号

令和8年4月1日教委規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、くにたち食育推進・給食ステーション（以下「給食ステーション」という。）の給食費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給食の実施日)

第2条 給食ステーションの行なう給食は、週5日制とする。

(給食費の額)

第3条 給食費の額は、次のとおりとし、年間11カ月分を納入するものとする。ただし、小学1年生については、4月分のみ3,460円とする。

(1) 小学1・2年生 月額 5,200円

(2) 小学3・4年生 月額 5,660円

(3) 小学5・6年生 月額 6,080円

(4) 中学生 月額 6,360円

(5) 小学校の教職員および小学校の給食の提供を受ける給食ステーションの職員（以下「小学校の教職員等」という。） 月額 6,080円

(6) 中学校の教職員および中学校の給食の提供を受ける給食ステーションの職員（以下「中学校の教職員等」という。） 月額 6,360円

2 小学校の教職員等については、年間の給食基準日数が194日を超えるときは、その超える日1日につき345円、中学校の教職員等については、年間の給食基準日数が181日を超えるときは、その超える日1日につき387円を別に納付するものとする。

3 会計年度任用職員は、給食ステーション職員に準ずる。

(給食提供の申込み)

第4条 給食の提供を受けようとする児童または生徒の保護者ならびに小学校の教職員等および中学校の教職員等（以下単に「教職員等」という。）は、市長に対し給食提供の申込みをするものとする。

2 保護者または教職員等が前項の申込みをしない場合において、その保護者の児童もしくは生徒またはその教職員等が給食を喫食したときは、給食提供の申込みがあったものとみなす。

(給食費の納入)

第5条 給食費は、その納入についてあらかじめ保護者および教職員等が市長と指定金融機関に預金口座振替の申し出をおこない、市長が当月分を毎月末日（12月分および3月分は各月25日）までに、指定金融機関へ請求することにより納入する。

2 前項によらない場合は、あらかじめ市長が定めた納入通知書により当月分を毎月末日（12月分および3月分は各月25日）までに指定金融機関を通じて納入する。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、別に定めるところにより、保護者に対し給食費の納入を求めないことができる。

(給食の基準日数および基準額)

第6条 給食の年間基準日数は、小学1年生については188日、小学2年生から6年生まで（小学校の教職員等を含む。）については194日、中学生（中学校の教職員等を含む。）は181日とする。

2 給食費の1日の基準額は、第3条第1項各号の額に小学1年生については10を乗じ同項ただし書の金額を加え、小学2年生から6年生まで、中学生、教職員および給食の提供を受ける給食ステーションの職員については11を乗じ、それぞれの基準日数で除して得た額とし、端数は円未満で四捨五入する。

(給食費の日割計算)

第7条 給食費は、次の各号に該当するものについては日割で計算することができる。

(1) 児童、生徒の転出、転入、死亡の場合

(2) 病気または事故その他の事由で保護者または教職員等の届け出により給食を受けない日が引き続き3日をこえた場合

(給食費の返還)

第8条 市長は、前条に定める理由により返還金が生じた場合および過誤納入があつた場合は、給食費を返還することができる。

2 牛乳によつて起こるとみなされるアレルギー等の疾病を有する児童及び生徒の保護者は、その児童及び生徒が給食として実施される飲むために用いる牛乳(以下「飲用牛乳」という。)を当該疾病の理由により飲まないときは、あらかじめその旨を市長に申請し、市長は、その申請を承認した場合は、別に定める飲用牛乳の単価に給食として飲用牛乳を実施した日数を乗じて得た額について、返還することができる。

3 前項の規定は、牛乳によつて起こるとみなされるアレルギー等の疾病を有する教職員について準用する。この場合において、同項中「その旨」とあるのは「医師の診断書等を添えてその旨」と読み替えるものとする。

4 市長は、学校行事等により給食費に残額が生じたときは、年間1食単価に給食未実施日数を乗じて得た額で、翌年度の5月末日までに精算し、返還することができる。

(遅延損害金)

第9条 市長は、国立市債権管理条例(平成25年12月国立市条例第43号)第9条の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、当該金額に、第5条第1項または第2項に定める納入の期限(第3項において「納入期限」という。)の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)につき民法(明治29年法律第89号)第404条に定める法定利率の割合を乗じて計算した額の遅延損害金を徴収することができる。ただし、遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 市長は、給食費について納入期限までに納付がないことについてやむを得ない事由があると認めるときは、第1項の規定による遅延損害金額を減額し、または免除することができる。

(委任)

第10条 本規則に定めるもののほか必要な事項は市長または教育委員会が別に定める。

附 則(省略)

○国立市学校給食運営審議会規則

昭和43年7月12日教委規則第3号

改正 昭和45年6月23日教委規則第3号 昭和50年5月10日教委規則第3号

平成20年5月27日教委規則第5号 令和4年6月21日教委規則第2号

令和5年7月18日教委規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、くにたち食育推進・給食ステーション設置条例（昭和43年4月国立市条例第7号）第6条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 国立市学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者を委嘱する。

- (1) 市立学校長代表 1名
- (2) 市立学校給食主任代表 1名
- (3) 市立学校食育リーダー代表 1名
- (4) 市立学校保護者代表 各校1名
- (5) 市立学校医代表 1名
- (6) 市立学校薬剤師代表 1名
- (7) 学識経験者 若干名

(任期)

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 審議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査員 2名

2 役員は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し会議を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。

5 監査員は、給食費の経理について定期および臨時に監査を行ない、その結果を審議会に報告しなければならない。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のとき会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、食育推進・給食ステーションにおいて処理する。

附 則（省略）

○学校給食献立作成委員会規程

昭和43年7月12日教委規程第2号

改正 昭和45年6月23日教委規程第2号 昭和50年5月10日教委規程第3号

平成20年5月27日教委訓令第7号 令和5年7月18日教委訓令第6号

(目的)

第1条 この規程は、くにたち食育推進・給食ステーション設置条例施行規則（昭和43年7月国立市教育委員会規則第2号）第9条第2項の規定に基づき学校給食献立作成委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会の職務）

第2条 委員会は、学校給食をより充実したものにするため、調査、研究を行ない、学校給食の献立に役立てる。

（委員会の構成）

第3条 委員会は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （1）市立学校長 1名
- （2）市立学校給食主任 各校1名
- （3）市立学校保護者 各校1名

（委員の任期）

第4条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 会議は原則として、毎月1回給食実施月の前月所長が招集する。

（委任）

第6条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則（省略）

○学校給食用物資納入登録業者選定委員会規程

昭和43年7月12日教委規程第1号

改正 昭和48年4月1日教委規程第1号 平成20年5月27日教委訓令第8号

令和5年7月18日教委訓令第6号

（目的）

第1条 この規程は、くにたち食育推進・給食ステーション設置条例施行規則（昭和43年7月国立市教育委員会規則第2号）第9条第2項の規定に基づき学校給食用物資納入登録業者選定委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会の職務）

第2条 委員会は、学校給食用物資納入登録業者の審査、選定を行ない、かつ、物資および購入方法等の調査、研究を行なう。

（委員会の構成）

第3条 委員会は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （1）市立学校長 1名
- （2）市立学校給食主任 2名
- （3）市立学校保護者 各校1名

（委員の任期）

第4条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 会議は、毎学期1回以上所長が招集する。

(委任)

第6条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則 (省略)

○給食主任会規程

昭和43年7月12日教委規程第3号

改正 令和5年7月18日教委訓令第6号

(目的)

第1条 この規程は、くにたち食育推進・給食ステーション設置条例施行規則（昭和43年7月国立市教育委員会規則第2号）第9条第2項の規定に基づき、給食主任会に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 給食主任会は、学校給食の目的を達するため、教育委員会と各学校との連絡協議および調査、研究を行なう。

(構成および会議)

第3条 給食主任会は、市立学校の給食主任をもつて充て会議は教育長が招集する。

(委任)

第4条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則 (省略)

★[学校給食法](#)

※下記2次元コードを参照してください



★[食育基本法](#)

※下記2次元コードを参照してください



くにたち食育推進・給食ステーション

〒186-0012 東京都国立市泉 1-3-6

電話：(042) 572-4177

FAX：(042) 572-4178

HP（国立市）：<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/>

E-mail：sec_kyushokucenter@city.kunitachi.lg.jp